

## ●引き取りの方法

### ①引き取り義務のある販売店での引き取りの場合

排出する特定家庭用機器を過去に購入した販売店、または同種の製品を購入する販売店  
負担費用=収集運搬料金+再商品化等料金

### ②引き取り義務のある販売店がない場合

産業廃棄物収集運搬業者に依頼する方法があります。  
負担費用=収集運搬料金+再商品化等料金

### ③自ら搬入される場合

負担費用=再商品化等料金のみ



## ●搬入場所

岡山県貨物運送(株) 下関営業所

住所:長府才川一丁目43-81 電話:248-3501

日本通運(株) 下関指定引取場所

住所:東大和町二丁目 6-2 電話:266-0202

詳細

(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター

電話:0120-319640 受付:午前9時~午後6時(日曜・祝日休み)

URL:<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

## パソコンのリサイクル

パソコンの回収は、メーカーによるリサイクル制度があります。

### ●パソコンリサイクル対象機器

- ・デスクトップパソコン(本体)
- ・ノートパソコン
- ・CRTディスプレイ(一体型パソコンを含む)
- ・液晶ディスプレイ(一体型パソコンを含む)

※購入時の付属品(マウス、キーボード等)を同時に出す場合は、回収対象となります。  
※プリンタ、スキャナ等周辺機器は対象ではありません。



受付窓口

- 各メーカー
- 自作パソコン、倒産メーカー品等はパソコン3R推進協会へ

電話:03-5282-7685

URL:<https://www.pc3r.jp/>

## 小型家電のリサイクル

小型家電リサイクル法により、リサイクルを促進しています。

### ●対象機器 一般消費者が通常生活で使用する家電製品の全般(特定家庭用機器の4品目は除く)。

※参考:経済産業省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」

事業者が使用済小型家電を排出する場合、

以下の再資源化を適正に実施し得る業者へ委託することとなります。

- ①小型家電リサイクル法認定事業者
- ②①の委託業者(産業廃棄物許可業者)

※参考:環境省「認定事業者および連絡先一覧」

